

監査結果公表第 10 号

行政監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、一般行政事務の執行について監査をしたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 7 年 8 月 29 日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	小林	博次
同	山口	智也

第1 監査の概要

1 監査の種類 行政監査

2 監査のテーマ

社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する本市の委託事業の執行状況について

3 監査の目的

本市が市社協に対し委託している事業について、想定されるリスク発現状況の確認とともにその予防策の提言や経済性・効率性・有効性等の視点で監査を実施する。

<参考>

四日市市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

（2）行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

4 監査の対象

本市が市社協に対し委託している事業から、次の5つの委託事業を抽出し対象とした。

（1）令和6年度成年後見サポートセンター事業業務委託（健康福祉部 福祉総務課）

（2）地域包括支援センター運営業務委託（健康福祉部 高齢福祉課）

（3）要介護認定調査（介護保険施設・市外）にかかる業務委託（健康福祉部 介護保険課）

（4）令和6年度四日市市障害者就労支援事業業務委託（健康福祉部 障害福祉課）

（5）食品ロス削減にかかるマッチング等業務委託（環境部 生活環境課）

5 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和7年7月7日

6 監査の主な実施内容

監査対象所属に対し、必要に応じて関係書類や資料の提出を求めるとともに、監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取等の方法により実施した。

また、四日市市と独立の第三者の視点を導入するため、外部の公認会計士を監査専門委員に選任し、関係書類や資料の閲覧、監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取等を実施した。

第2 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

監査資料や担当職員に対するヒアリングなどからリスクを把握し、次のとおり監査の着眼点を設定した。

- (1) 委託先の選定と契約が適切でないリスク
- (2) 委託料の算定が適切でないリスク
- (3) 委託業務の履行及び完了確認が適切に行われないリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第3 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、リスク発現の可能性があるものなどが見受けられた。今後、同様の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、本件について引き続き行われる事務については、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) 委託先の選定と契約が適切でないリスク

◆委託先の選定及び契約方法は適切であったか。また、随意契約及び一者単独随意契約の理由は適切であったか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

5 所属の契約はいずれも、契約の性質または目的が競争入札に適さないことを理由とする単独随意契約であり、行政経営委員会・外部委託等適格審査部会の承認を得たうえで契約が行われている。

意見

- ① 単独随意契約の妥当性は委託業務の置かれた環境や実施方法等に応じて変化し得るため、受託者の選定方法についても適宜見直しを検討すること。公募型プロポーザル方式により受託者を選定することも視野に入れ、競争性の確保によるサービスの質の向上や価格面での効率性の発揮等を求め得る受託者選定方法の導入の余地についても併せて検討すること。
- ② 地域包括支援センター運営業務委託については、複数年にわたり市社協との単独随意契約を締結している。地域包括ケアを担うことができる法人を育成するという観点も必要であり、委託先の固定化によるデメリットが生じないように取り組むこと。

(2) 委託料の算定が適切でないリスク

◆積算が適切な単価等に基づき適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

いずれの契約も、委託料は主に業務に携わる担当者の人件費と事務費の積算額である。

市社協の積算額を本市担当所属が検討し、予算調整を経た金額を契約額としている。

なお、一部の契約において、人件費の単価が直近の実態を反映していなかったものが見受けられた。

意 見

- ① 福祉分野のような労働集約的な側面を有する事業においては、定期的な人件費単価の見直しが必要である。委託料の人件費部分については、年度末までの執行額等を上限とし、人件費について残余が生じる場合には変更契約を締結する等、人件費の特性に配慮し、法人が当該残余を稼得することのないような運用に努めること。
- ② 委託料の積算に用いる人件費については、委託によって異なる金額を用いるのではなく、職種や経験年数等に基づいた積算基準を設けるなど、統一した方法に基づき、適切な単価設定に努めること。

(3) 委託業務の履行及び完了確認が適切に行われないリスク

◆委託業務の履行及び完了確認は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

5 所属全てにおいて、市社協から毎月実施報告を受けている。また、業務完了後には履行確認書類の提出を受けており、各所属において、内容の確認を行っている。

なお、一部の履行報告において書類が不足しているものが見受けられた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部処理誤りについて【法規性の視点】

業務委託にかかる事務処理において、いくつかの誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 成年後見サポートセンター事業業務委託について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

ア 重層的支援体制整備事業における相談窓口や生活支援室における相談窓口の設置により、相談窓口が分散化しているため、窓口間の連携や情報共有に努めるとともに、本来成年後見制度の適用を受けるべき人に対して、他の相談窓口から繋がられないことがないようにすること。加えて、成年後見サポートセンターが市社協にあることや制度内容の周知を図ること。

イ 相談窓口分散化の傾向が継続するようであれば、成年後見サポートセンターにおける現状の配置人員数が必要か否か見直すことが必要である。複数の窓口が設置された中での成年後見サポートセンター自体の位置づけも含めて検討すること。

③ 地域包括支援センター運営業務委託について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

ア 今後も高齢者数の増加が見込まれる中においては、一定の質を確保する上で、各地域包括支援センター委託業務における３職種の配置数の適否や地域包括支援センターの設置数自体の見直しの要否について適宜検討すること。

イ 核家族化が進み、単身高齢者の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの周知を図り、より身近なものにしていくよう努めること。

④ 障害者就労支援事業業務委託について【効率性の視点・有効性の視点】

アンケートの実施等により、利用者の声を把握し、委託先と共有するなどして課題の解決や支援の質の向上に努め、障害者雇用のさらなる拡大に取り組むこと。

また、他部局や企業との連携にも取り組み、雇用環境の改善に努め、多くの障害者が活躍できる社会の実現に努めること。

⑤ 食品ロス削減にかかるマッチング等業務委託について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

委託業務の目的である「まだ食べられるのに捨てられる食品を、食品などを必要とする者にマッチングさせることで、食品ロスを削減し、ごみの減量につなげるとともに、地域課題や福祉課題の解決を進める」ためには、寄附申出者やマッチング対象者といった事業への参加者を増加させ、より一層円滑なマッチングを図ることが重要であると考えられる。

今後、食品ロスの削減量をより一層拡大していくため、近隣市町等との情報連携や事業の広域化等の適否について検討すること。

また、支援物資が必要としているところに行き渡るよう、将来的なマッチング対象者の拡大等についても継続的に検討すること。